

○中村学園大学流通科学部履修細則

平成20年4月1日

制定

(総則)

第1条 中村学園大学流通科学部(以下「本学部」という)における授業科目の履修は、中村学園大学学則及び中村学園大学履修規程の定める他は、この細則の定めるところによる。

(カリキュラムポリシー)

第2条 本学部では、本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)に掲げる知識・技能などの目標を達成するために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

- (1) 教育課程を編成する科目を「教養科目」、「共通基礎科目」、「基幹科目」、「専門演習科目」、「発展科目」、「人材育成プログラム科目」に分ける。各科目群内においては、科目間の関連と難易度により年次別段階的な配当を行う。
- (2) 「教養科目」には、広範囲にわたる教養と良識を身につけるための科目を配置する。
- (3) 「共通基礎科目」には、流通科学部での学修に必要な基本的能力(Academic Literacy、Business Literacy、Communication Literacy、Language Literacy)を身につけるための科目を配置する。
- (4) 「基幹科目」には、経営コース科目と商学コース科目を体系的、段階的に配置する。
- (5) 「専門演習科目」には、キャリア開発を行うとともに専門分野の知識と能力を修得するために必要な演習科目を配置する。
- (6) より発展的な領域(社会調査・統計領域、観光・サービスビジネス領域、IT&ビジネス領域、ビジネス心理領域)を学修するために「発展科目」を配置する。
- (7) 「人材育成プログラム科目」には流通科学部が特に目指す人材(ビジネスリーダー、グローバル人材)を育成するための科目を配置する。
- (8) 理論と実践の融合による教育効果を重視し、ケーススタディやフィールドワーク、課題解決等のアクティブ・ラーニング型の学習を授業に盛り込む。
- (9) 学修成果の具体的な把握・評価方法については、シラバスに示された観点別評価方法に準じる。

(履修方法)

第3条 学生は、本学部の定める教育課程により、別表に示す単位を修得しなければならない。

(履修の上限)

第4条 本学部で履修科目として履修登録できる単位数の上限を、1年間で46単位とする。

(履修コース)

第5条 学生は、2年次後学期から「経営コース」「商学コース」のいずれかに属さなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の単位の授与)

第6条 学則第20条により履修した他の大学又は短期大学における授業科目について単位を授与する場合は、本学部の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第7条 学則第21条により学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について単位を授与する場合は、本学科の授業科目のうち、「資格取得による認定Ⅰ」「資格取得による認定Ⅱ」「資格取得による認定Ⅲ」又は全体に係る選択科目の単位とする。ただし、全体に係る選択科目の単位として認定する場合は、各系列指定の単位には含めない。

(進級要件)

第8条 本学部において、各年次中に修得すべき単位数は別表のとおりとする。

(他学部履修及び単位互換による授業科目の履修等)

第9条 他学部履修及び単位互換による授業科目を履修できる学生は、1年以上在学し、2年次履修登録時は累積30単位以上、3年次履修登録時は累積60単位以上、4年次履修登録時は累積90単位以上修得している者とする。

2 在学中に履修できる単位数は、通算10単位以内とする。

3 授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

4 履修時期は、2年次以降とする。

5 他学部履修及び単位互換によって履修できる授業科目は別に定める。

(ディプロマポリシー)

第10条 本学部では、4年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に学士(流通科学)の学位を授与する。

(1) 実社会に通用する教養と良識を修得している。

(2) 経営(経営管理・財務会計など)分野及び商学(流通マーケティング・ロジスティクス

など)分野の基礎知識及び専門知識と実践力を身につけている。

- (3) 実社会の経営課題について関心・問題意識を持ち、解決に導く態度を有している。
- (4) 発見した課題を調査や分析、考察などによって解決し、その結果を論理的に分かりやすく表現できる。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者(以下、在学者という。)及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、従前の細則を適用する。

別表 略